

平成27年承認第 4 号

補正予算に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成27年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）を、別紙のとおり専決処分により平成27年10月29日定めた。

上記のことについて同法同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成27年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

別 紙

平成27年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,325,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 繰 越 金		38,001	31,778	69,779
	1 繰 越 金	38,001	31,778	69,779
歳 入 合 計		1,072,294,000	31,778	1,072,325,778

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		52,052,965	31,778	52,084,743
	3 選 挙 費	495,390	31,778	527,168
歳 出 合 計		1,072,294,000	31,778	1,072,325,778